令和８年（フ）第１５１号
愛知県豊明市阿野町苅外山５番地２
破産者　門脇つかさ
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３９号
愛知県春日井市梅ケ坪町65番地４　センタースクエア春日井201号、従前の住所愛知県春日井市乙輪町２丁目130番地２
破産者　横田　敏樹
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６６９号
名古屋市緑区左京山109番地の１　ポラリス左京山202号
破産者　岩崎加代子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１８号
愛知県瀬戸市共栄通６丁目70番地　共栄ハイツ105
破産者　松井　優知
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９６５号
名古屋市中区千代田２丁目17番24号　アーバニア鶴舞701号、従前の住所名古屋市東区泉３丁目４番15号
破産者　長谷川博一
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００６号
愛知県長久手市仏が根1807番地　イーストパレス303号
破産者　大橋　　覚
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７９２号
大阪市西区立売堀４丁目４番12―503号
破産者　中辻　和代
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０５号
大阪府八尾市山城町２丁目１番26号　マンション山城305号
破産者　佐藤　　彩
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９４７号
大阪府高槻市古曽部町２丁目９番３号　フルール・イン・古曽部203号
破産者　中山　寿一
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０２２号
大阪市西淀川区佃５丁目12番１―401号
破産者　浅田　知可
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５０５号
大阪市西淀川区大和田２丁目４番１―1012号
破産者　平井　政人
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８０９号
神戸市中央区江戸町98―１　1704号室、住民票上の住所神戸市北区東大池３丁目２番７号
破産者　小林　正人
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２号
神戸市北区泉台７丁目１番地の２　１―201号
破産者　小林　清美
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０９号
神戸市須磨区行幸町４丁目４番10号　エクレール離宮３Ａ
破産者　ＡＬＡ　Ｐａｉｎｔこと　河村　　翼
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６号
岡山県玉野市長尾1390番地１　シリウス203号
破産者　井上　隼斗
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２２号
岡山市中区湊327番地５
破産者　岩本　　隆
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２７号
広島市東区中山新町３丁目21番８―103号　Ａ棟
破産者　沓内　惇矢
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５６６号
広島市中区吉島新町２丁目20番14―201号
破産者　フィーロこと　ストラこと　太田喜久雄
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部